

八幡浜市 省エネルギー対応設備
更新等支援事業補助金

既存設備を省エネ性能の高い設備へ更新する費用を補助します！

補助率

1 / 2 以内

補助対象経費（原則税抜）に対して

補助上限額

300万円

下限額：総額10万円以上が対象



既存設備の「写真」が必須です

申請には「既存設備の写真（全体および型番銘板）」が必須です。更新（処分）する前に必ず撮影してください。

省エネ性能の証明方法（いずれか1つ）

タイプA：公的基準

最新目標年度（4月1日時点）で

e 達成率100%以上

または

省エネラベル

★★★★以上

タイプB：独自計算

既存設備と比較して
エネルギー削減率が

10%以上

見込まれるもの

タイプC：専門家診断

A・Bで証明不可の場合
「省エネ診断」
の結果を提出

補助対象となる方

- 市内に事業所または住所を有する法人・個人
- 中小企業・小規模事業者、個人事業主（農林漁業者含む）
- 商店街、自治会等

対象設備・経費例

- 空調設備（エアコン）
- LED照明器具
- 冷蔵庫・ボイラー等
- 据付工事費・撤去処分費

△ 交付決定前の着手は対象外！

必ず市の「交付決定通知書」が届いてから、契約・発注・購入・工事を開始してください。通知前に開始された事業は補助を受けられません。

申請の流れ

1

既存設備の
写真撮影

2

交付申請
(市へ提出)

3

交付決定
(通知待ち)

4

事業着手
(契約・工事)

5

実績報告
補助金請求

※令和8年4月1日受付開始。予算上限に達し次第、受付を終了します。

お問い合わせ・お申し込み先

八幡浜市 産業建設部 商工観光課

☎ 0894-22-3111 ✉ syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp

詳細は
八幡浜市HPへ